

第70号（令和3年6月4日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

頁

【規則】

- △ 横浜市マイナンバーカード特設センター規則の一部を改正する規則【市民局窓口サービス課】 3

【告示】

- △ 公印の新調【総務局行政マネジメント課】 4
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定【健康福祉局医療援助課】 5
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新【健康福祉局医療援助課】 6
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の廃止【健康福祉局医療援助課】 7
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定【健康福祉局こころの健康相談センター】 8
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新【健康福祉局こころの健康相談センター】 10
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更【健康福祉局こころの健康相談センター】 11
- △ 同 12
 - 【健康福祉局こころの健康相談センター】
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の廃止【健康福祉局こころの健康相談センター】 15
- △ 地籍調査の実施【環境創造局地籍調査課】 16

【公告】

- △ 行政不服審査法に基づく公示送達【総務局法制課】 17
- △ 市有地の貸付けに関する一般競争入札の施行【財政局管財課】 18
- △ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証の申請【市民局市民協働推進課】 20
- △ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請【市民局市民協働推進課】 22
- △ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】 23
- △ 配慮市長意見書の縦覧【環境創造局環境影響評価課】 25
- △ 排水設備指定工事店の指定【環境創造局管路保全課】 26
- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 28
- △ 同 【建築局調整区域課】 29
- △ 同 【建築局調整区域課】 30
- △ 同 【建築局調整区域課】 31
- △ 同 【建築局調整区域課】 32
- △ 同 【建築局調整区域課】 33
- △ 同 【建築局調整区域課】 34

△	建築基準法に基づく指定道路の廃止【建築局建築指導課】	35
△	同【建築局建築指導課】	36
△	建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	37
△	同【建築局建築指導課】	38
△	同【建築局建築指導課】	39
△	土地区画整理組合の定款及び事業計画変更の認可【都市整備局市街地整備調整課】	40
△	東高島駅北地区土地区画整理組合の事業計画変更の認可に係る関係図書の縦覧【都市整備局市街地整備調整課】	41
【区告示】		
△	認可地縁団体の告示事項の変更【南区地域振興課】	42
△	同【緑区地域振興課】	43
△	同【鶴見区地域振興課】	44
△	同【鶴見区地域振興課】	45
△	同【鶴見区地域振興課】	46
△	同【南区地域振興課】	47
△	同【南区地域振興課】	48
△	同【南区地域振興課】	49
△	同【南区地域振興課】	50
△	同【港南区地域振興課】	51
△	同【保土ヶ谷区地域振興課】	52
△	同【保土ヶ谷区地域振興課】	53
△	同【旭区地域振興課】	54
△	同【金沢区地域振興課】	55
△	同【金沢区地域振興課】	56
△	同【金沢区地域振興課】	57
【市選挙管理委員会】		
△	選挙人名簿の登録についての被登録資格の決定の基準となる日等【選挙課】	58
△	横浜市長選挙のポスター掲示場に選挙運動用ポスターを掲示することができる日【選挙課】	59
△	横浜市長選挙における選挙公報掲載申請期限【選挙課】	60
△	横浜市長選挙における選挙公報掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時【選挙課】	61
【その他】		
△	電子署名に用いる証明書【総務局行政マネジメント課】	62

規 則

横浜市マイナンバーカード特設センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月4日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第38号

横浜市マイナンバーカード特設センター規則の一部を改正する規則

横浜市マイナンバーカード特設センター規則（令和3年4月横浜市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「金曜日」の次に「（これらの日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときを除く。）」を加え、同項第2号中「（昭和23年法律第178号）」を削る。

別表に次のように加える。

横浜市マイナンバーカード特設センター上大岡窓口	横浜市港南区
横浜市マイナンバーカード特設センターセンター北窓口	横浜市都筑区

附 則

この規則は、令和3年6月8日から施行する。ただし、別表横浜市マイナンバーカード特設センター上大岡窓口の項に係る改正規定は、同月29日から施行する。

告 示

横 浜 市 告 示 第 371 号

公 印 の 新 調

次 の と お り 公 印 を 新 調 す る 。

令 和 3 年 6 月 4 日

横 浜 市 長 林 文 子

公 印 の 名 称	使 用 開 始 年 月 日	印 影
横 浜 市 長 印 (個 人 番 号 カ ー ド 交 付 事 務 専 用)	令 和 3 年 6 月 8 日	 (縦 4 ミ リ メ ー ト ル 、 横 7 ミ リ メ ー ト ル)
横 浜 市 長 印 (個 人 番 号 カ ー ド 交 付 事 務 専 用)	令 和 3 年 6 月 29 日	 (縦 4 ミ リ メ ー ト ル 、 横 7 ミ リ メ ー ト ル)

横浜市告示第 372 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として、次のとおり指定した。

令和3年6月4日

横浜市長 林 文子

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和3年5月1日	共創未来鶴ヶ峰駅前薬局	旭区鶴ヶ峰一丁目12番地の3	薬局
同	ねぎしパール薬局	磯子区西町11番8号	同
同	クリエイト薬局六浦中学校入口店	金沢区六浦一丁目14番12号	同
同	ツバキ薬局	青葉区あざみ野一丁目26番地の10	同
同	クリエイト薬局泉上飯田町店	泉区上飯田町990番地	同
同	アイン薬局横浜栄店	栄区桂町132番地	同
同	ライフウェル訪問看護ステーション緑	緑区十日市場町893番地の11	訪問看護
同	かなえる訪問看護ケアセンター	緑区鴨居一丁目14番4号	同
同	在宅看護センターことぶき	戸塚区俣野町533番地の1	同
同	訪問看護ステーション湧	戸塚区汲沢町478番地の1	同

横浜市告示第 373 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり更新した。

令和3年6月4日

横浜市長 林 文子

更新年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和3年4月1日	市ヶ尾ファーマシー	青葉区市ヶ尾町1,15番地の11	薬局
同	スギ薬局 泉西が岡店	泉区西が岡一丁目3番地の1	同
令和3年5月1日	薬樹薬局 上白根2号店	旭区上白根二丁目66番25号	同
同	日吉グリーン薬局	港北区日吉本町一丁目3番16号	同
同	薬樹薬局 綱島	港北区綱島東二丁目8番1号	同
同	訪問看護リハビリステーション 銀鈴の詩	西区平沼一丁目1番15号	訪問看護
同	アイビー訪問看護ステーション	中区本牧間門33番1号	同
同	訪問看護リハビリステーション 花の生活館	泉区弥生台13番地の4	同
同	あっとほーむケア訪問看護リハビリステーション	栄区上郷町84番地の12	同
令和3年6月1日	ハックドラッグ 洋光台調剤薬局	磯子区洋光台三丁目1番1号	薬局

横 浜 市 告 示 第 374 号

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め
 の 法 律 に 基 づ く 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 (育 成 医 療 ・ 更 生
 医 療) の 廃 止

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 (平 成 17 年 法 律 第 123 号) 第 59 条 第 1 項 に 規 定 す る 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 (育 成 医 療 ・ 更 生 医 療) か ら 、 次 の と お り 業 務 を 廃 止 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 3 年 6 月 4 日

横 浜 市 長 林 文 子

廃止年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和3年 4月7日	薬樹薬局三ツ沢 2号店	神奈川県三ツ沢西町 4番13号	薬局
令和3年 3月31日	薬局わかば笠間	栄区笠間四丁目10番 3号	同

横浜市告示第 375 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として次のとおり指定した。

令和3年6月4日

横浜市長 林 文子

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和3年5月1日	クリニック医庵あざみ野	青葉区あざみ野一丁目23番地の6	病院又は診療所
同	井土ヶ谷メンタルクリニック	南区井土ヶ谷下町213番地	同
同	こころのクリニック横浜駅	西区北幸一丁目7番6号	同
同	郷診療所	栄区桂台中2番1号	同
同	綱島こころクリニック	港北区綱島西一丁目6番19号	同
同	薬局トモズ菊名店	港北区菊名六丁目16番1号	薬局
同	共創未来 鶴ヶ峰駅前薬局	旭区鶴ヶ峰一丁目12番地の3	同
同	ツバキ薬局	青葉区あざみ野一丁目26番地の10	同
同	クリエイト薬局泉上飯田町店	泉区上飯田町990番地	同
同	クリエイト薬局六浦中学校入口店	金沢区六浦一丁目14番12号	同
同	アイン薬局 横浜栄店	栄区桂町132番地	同
同	ソフィア訪問看護ステーション日吉	港北区日吉一丁目4番1号	訪問看護
同	ソフィア訪問看護ステーション青葉台	青葉区しらとり台1番地の8	同
同	ソフィア訪問看護ステーションセン	都筑区牛久保東一丁目29番5号	同

	ター北		
同	ひと花訪問看護 リハビリステーション	旭区柏町126番地 の2	同
同	かなえる訪問看護 ケアセンター	緑区鴨居一丁目14 番4号	同
同	ゆき訪問看護ステ ーション	栄区野七里二丁目 1番1号	同
同	在宅看護センター ことぶき	戸塚区俣野町533 番地の1	同
同	ライフウェル訪問 看護ステーション 緑	緑区十日市場町89 3番地の11	同
同	かわいいさかなや さん訪問看護リハ ビリステーション	保土ヶ谷区狩場町 303番地の349	同

横浜市告示第 376 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

令和3年6月4日

横浜市長 林 文子

更新年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和3年4月1日	こがね町すこやかクリニック	南区西中町2丁目31番地	病院又は診療
同	あおばクリニック	旭区二俣川2丁目58番地の5	同
同	医療法人大空会 瀬谷医院	瀬谷区瀬谷四丁目8番地の8	同
同	あおばメンタルクリニック	青葉区青葉台二丁目11番地の24	同
同	こえだ薬局	中区翁町1丁目1番地の1	薬局
同	セブンス薬局 上大岡店	港南区上大岡西一丁目10番11号	同
同	スギ薬局 泉西が岡店	泉区西が岡一丁目3番地の1	同
同	クリエイト薬局 横浜西菅田店	神奈川区菅田町563番地の1	同
同	みらい薬局 下倉田店	戸塚区下倉田町72番地	同
同	日本調剤 たまプラーザ薬局	青葉区新石川二丁目4番地の16	同
同	マロン薬局 市ケ尾店	青葉区市ケ尾町1, 075番地の1	同
同	のぼたん横浜訪問看護ステーション	神奈川区西神奈川三丁目18番地の1	訪問看護
同	訪問看護 マナ	神奈川区神之木町1番6号	同
同	リンクよこはま訪問看護ステーション	保土ケ谷区西久保町1番地の4	同

横 浜 市 告 示 第 377 号

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め
 の 法 律 に 基 づ く 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 (精 神 通 院 医 療)
 の 変 更

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 (平 成 17 年 法 律 第 123 号) 第 59 条 第 1 項 に 規 定 す る 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 (精 神 通 院 医 療) か ら 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 3 年 6 月 4 日

横 浜 市 長 林 文 子

変 更 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地	担 当 す る 医 療 の 種 類
令 和 3 年 2 月 1 日	(新) だ る ま 薬 局	磯 子 区 森 一 丁 目 16 番 17 号	薬 局
	(旧) 有 限 会 社 だ る ま 薬 局		

横浜市告示第 378 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年6月4日

横浜市長 林 文子

変更年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和3年 4月1日	ホームケアクリニック横浜港南	(新)港南区港南台三丁目22番15号	病院及び診療所
		(旧)港南区港南台三丁目17番12号	
令和3年 3月1日	医療法人社団プラタナス青葉アーバンクリニック	(新)青葉区あざみ野二丁目29番地の1	同
		(旧)青葉区市ケ尾町1,169番地	
令和2年 12月1日	ファースト薬局	(新)神奈川区神之木町2番44号	薬局
		(旧)神奈川区神之木町2番24号	
令和3年 4月1日	(新)秋本薬局 鶴ヶ峰3号店	旭区鶴ヶ峰二丁目1番地の2	同
	(旧)株式会社秋本薬局 鶴ヶ峰3号店		
令和3年 4月1日	(新)秋本薬局 横浜西口4号店	西区南幸二丁目11番1号	同
	(旧)株式会社秋本薬局 横浜西口4号店		
令和3年 4月1日	(新)秋本薬局 横浜西口3号店	西区南幸二丁目14番15号	同
	(旧)株式会社秋本薬局 横浜西口3号店		
令和3年 4月1日	(新)秋本薬局 横浜西口2号店	西区南幸二丁目20番12号	同
	(旧)株式会社秋本薬局		

	局 横浜西口2号店		
令和3年 4月1日	(新)秋本薬局 横浜西口店	西区南幸二丁目17番5号	同
	(旧)株式会社秋本薬局 横浜西口店		
令和3年 4月1日	(新)秋本薬局 港南台店	港南区港南台九丁目28番12号	同
	(旧)株式会社秋本薬局 港南台店		
令和3年 4月1日	(新)秋本薬局 妙蓮寺店	港北区菊名一丁目4番2号	同
	(旧)株式会社秋本薬局 妙蓮寺店		
令和3年 4月1日	(新)秋本薬局 鶴ヶ峰店	旭区鶴ヶ峰一丁目1番地の8	同
	(旧)株式会社秋本薬局 鶴ヶ峰店		
令和3年 4月1日	(新)秋本薬局 鶴ヶ峰2号店	旭区鶴ヶ峰本町一丁目2番17号	同
	(旧)株式会社秋本薬局 鶴ヶ峰2号店		
令和3年 4月1日	(新)かもめ薬局 綱島店	港北区綱島西二丁目7番2号	同
	(旧)かもめ薬局		
令和3年 4月1日	(新)かもめ薬局 新子安店	神奈川区子安通2丁目283番地の22	同
	(旧)かもめ薬局		
令和3年 4月1日	(新)ひまわり薬局 伊勢佐木店	中区伊勢佐木町5丁目125番地	同
	(旧)ひまわり薬局		
令和3年 4月1日	(新)ハジメ薬局 綱島東店	港北区綱島東二丁目13番24号	同
	(旧)ハジメ薬局		
令和3年 4月1日	(新)めぐ薬局 港南台店	港南区港南台二丁目7番7号	同
	(旧)めぐ薬局		
令和3年 4月1日	(新)かもめ薬局 三ツ境店	旭区笹野台一丁目31番6号	同
	(旧)かもめ薬局		

令和3年 4月1日	(新)ひまわり薬局 磯子店	磯子区磯子三丁目 13番	同
	(旧)ひまわり薬局		
令和3年 4月1日	(新)おひさま薬局 下倉田店	戸塚区下倉田町1, 869番地の1	同
	(旧)おひさま薬局		
令和3年 4月1日	(新)ファースト薬局 大口店	神奈川区神之木町 2番44号	同
	(旧)ファースト薬局		
令和3年 4月1日	(新)ひまわり薬局 鶴ヶ峰店	旭区鶴ヶ峰一丁目 27番地の8	同
	(旧)ひまわり薬局		
令和3年 4月1日	うしおだ訪問看護 ステーション	(新)鶴見区矢向一丁 目5番29号	訪問看護
		(旧)鶴見区矢向一丁 目5番26号	

横浜市告示第 379 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）から、次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和3年6月4日

横浜市長 林 文 子

廃止年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和3年1月15日	あい薬局駅前店	都筑区北山田一丁目11番6号	薬局
令和2年10月31日	ケアステーションよつ葉	鶴見区矢向四丁目31番9号	訪問看護
令和2年12月31日	ネクスト訪問看護ステーション	都筑区中川一丁目5番19号	同

横 浜 市 告 示 第 380 号

地 籍 調 査 の 実 施

国 土 調 査 法 （ 昭 和 26 年 法 律 第 180 号 ） 第 6 条 の 4 第 1 項 の 規 定 に
基 づ き 、 次 の よ う に 地 籍 調 査 を 行 う 。

令 和 3 年 6 月 4 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 事 業 計 画 が 策 定 さ れ た 年 月 日
令 和 3 年 5 月 11 日
- 2 調 査 を 行 う 者 の 名 称
横 浜 市
- 3 調 査 地 域
金 沢 区 釜 利 谷 東 二 丁 目 、 釜 利 谷 東 三 丁 目 、 釜 利 谷 東 四 丁 目 及 び
釜 利 谷 東 六 丁 目 の 各 一 部
戸 塚 区 影 取 町 及 び 俣 野 町
泉 区 中 田 町 、 中 田 北 一 丁 目 、 中 田 北 二 丁 目 、 中 田 北 三 丁 目 、 中
田 西 一 丁 目 、 中 田 西 二 丁 目 、 中 田 西 三 丁 目 、 中 田 西 四 丁 目 、 中 田
東 一 丁 目 、 中 田 東 二 丁 目 、 中 田 東 三 丁 目 、 中 田 東 四 丁 目 、 中 田 南
一 丁 目 、 中 田 南 二 丁 目 、 中 田 南 三 丁 目 、 中 田 南 四 丁 目 及 び 中 田 南
五 丁 目 の 各 一 部
- 4 調 査 期 間
令 和 3 年 6 月 4 日 か ら 令 和 4 年 3 月 31 日 ま で

公 告

横 浜 市 公 告 第 323 号

行 政 不 服 審 査 法 に 基 づ く 公 示 送 達

行 政 不 服 審 査 法 （ 平 成 26 年 法 律 第 68 号 ） 第 51 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 公 示 送 達 す る 。

令 和 3 年 6 月 4 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 送 達 を 受 け る べ き 者 の 住 所 及 び 氏 名

旧 港 北 区 大 倉 山 一 丁 目 17 番 3 - 401 号

新 所 在 不 明

審 査 請 求 人 堀 田 環

2 公 示 事 項

令 和 2 年 8 月 9 日 を も っ て 提 起 の あ っ た 生 活 保 護 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 144 号 ） 第 24 条 第 9 項 の 規 定 に 基 づ く 申 請 に 対 す る 不 作 為 に 係 る 審 査 請 求 に つ い て 、 横 浜 市 長 は 令 和 3 年 5 月 18 日 に 裁 決 を し た が 、 当 該 裁 決 書 の 謄 本 は 横 浜 市 長 に お い て 保 管 し て お り 、 い つ で も こ れ を 交 付 す る こ と か ら 審 査 請 求 人 は 出 頭 の 上 受 領 さ れ た い 。

横浜市公告第324号

市有地の貸付けに関する一般競争入札の施行
次のとおり一般競争入札を行う。

令和3年6月4日

契約事務受任者

横浜市財政局長 横山日出夫

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

市有地の貸付け

(2) 物件の所在等

土地の所在	地目	地積 (㎡)
泉区泉ゆめが丘土地区画整理 事業施行地区内56街区2画地	宅地	708

(3) 最低貸付価格 (消費税別途)

月額 437,544 円

(4) 貸付物件の使用目的 (用途指定)

泉区泉ゆめが丘56街区土地公募貸付実施要項による。

(5) 貸付期間

1年間 (原則更新不可)

(6) 入札に付す条件

泉区泉ゆめが丘56街区土地公募貸付実施要項による。

2 泉区泉ゆめが丘56街区土地公募貸付実施要項の交付

(1) 交付期間

令和3年6月7日から令和3年6月17日まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(2) 交付場所

中区本町6丁目50番地の10
横浜市財政局管財部管財課 (横浜市庁舎11階)
電話 045(671)3806

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札参加申込書の提出期間の最終日から入札日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

(3) 国税及び地方税の滞納がないこと。

(4) 泉区泉ゆめが丘56街区土地公募貸付実施要項記載の貸付け条件及び法令等を遵守し、期間中の貸付料を納める資力、能力等

を有する者であること。

- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。

4 入札参加の手続

(1) 必要書類

泉区泉ゆめが丘56街区土地公募貸付実施要項による。

(2) 受付期間

令和3年6月7日から令和3年6月17日まで必着

(3) 受付方法

書留又は簡易書留郵便で必要な書類を提出（持参可）

(4) 宛先

〒231-0005

横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市財政局管財部管財課

5 入札方法及び開札の日時及び場所

(1) 入札方法

書留又は簡易書留郵便で入札書を提出（持参可）

令和3年7月1日まで必着

（宛先）入札参加の手続の宛先と同じ

(2) 開札

令和3年7月6日午後2時00分

中区本町6丁目50番地の10

横浜市庁舎13階 13-N03会議室

6 入札保証金

入札保証金は免除する。

7 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 第3項の資格条件を満たさない者が行った入札

- (2) 泉区泉ゆめが丘56街区土地公募貸付実施要項における入札実施要項第6条に定める入札

8 貸付料の納入方法

本市が発行する納入通知書により、年度ごとに本市が定める期日までに納付すること。

9 その他

詳細は泉区泉ゆめが丘56街区土地公募貸付実施要項による。

横浜市公告第 325 号

特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

令和3年6月4日

横浜市長 林 文 子

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
令和3年5月12日	特定非営利活動法人あーとすたじお源	福 家 健 彦	都 筑 区 荏 田 南 一 丁 目 20 番 8 - 107 号	この法人は、障害の有無を問わず、障害を抱える方や広く地域の方に対して、絵画・デザイン制作等を中心とした自己表現活動を礎に、芸術活動に関する事業及び地域福祉活動に関する事業を行い、一人ひとりの自己実現とコミュニティづくりに努め、自立的かつ心豊かな暮らしを地域社会で営むことに寄与することを目的とする。
令和3年5月21日	特定非営利活動法人 f o r y o u	淡 田 由 貴	青 葉 区 す す き 野 三 丁 目 3 番 地 の 2	この法人は、地域の障がい者（児）や不

	<p>r S M I L E</p>		<p>登校の児童及び 高齢者に対 して、障害者 総合支援法・ 児童福祉法に 基づいた事業 を中心に展開 し、地域社会 の福祉全般の 向上と増進に 寄与すること を目的とする 。</p>
--	------------------------	--	--

横浜市公告第 326 号

特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定
款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次の特定非営利活動法人から定款の変更の認証の申請があった。

令和3年6月4日

横浜市長 林 文 子

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
令和3年5月12日	特定非営利活動法人横浜こどもホスピスプロジェクト	田 川 尚 登	中区北仲通3丁目33番地	この法人は、生命を脅かす病気を持つ子どもとその家族の支援に関心のある市民に対して、専門病院や教育機関を始めとする様々な機関と連携し、子どもとその家族の生活を向上させ、良きパートナーとなって支援できるよう、小児緩和ケアに関する人材育成や啓発事業を行い、すべての子どもが子どもらしく生きる権利を保障するのとに寄与することを目的とする。

横浜市公告第 327 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和3年6月4日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 （仮称）大船駅北第二地区第一種市街地再開発事業 施設建築物
 栄区笠間二丁目2番ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 大船駅北第二地区市街地再開発組合
 理事長 林 川 徹
 鎌倉市大船一丁目7番5号
- (3) 変更しようとする事項

変更しようとする事項	変更前	変更後
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前6時30分から午後11時30分まで	5階駐車場 午前6時30分から午後11時30分まで 6階から8階駐車場 午前6時30分から午後11時まで

（添付図面は省略）

- (4) 変更する年月日
 令和3年5月12日
- (5) 変更する理由
 駐車場運用計画の変更のため

2 届出年月日

令和3年5月11日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10
横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横 浜 市 公 告 第 328 号

配 慮 市 長 意 見 書 の 縦 覧

横 浜 市 環 境 影 響 評 価 条 例 （ 平 成 22 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 46 号 。 以 下 「 条 例 」 と い う 。 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 （ 仮 称 ） 横 浜 国 際 園 芸 博 覧 会 に 係 る 配 慮 市 長 意 見 書 を 作 成 し た の で 、 条 例 第 11 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 、 当 該 配 慮 市 長 意 見 書 の 写 し を 次 の と お り 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 6 月 4 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 計 画 段 階 事 業 者 の 名 称 、 代 表 者 の 氏 名 及 び 主 た る 事 務 所 の 所 在 地

横 浜 市

横 浜 市 長 林 文 子

中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10

- 2 事 業 の 名 称

（ 仮 称 ） 横 浜 国 際 園 芸 博 覧 会

- 3 事 業 を 実 施 し よ う と す る 区 域

瀬 谷 区 瀬 谷 町 及 び 旭 区 上 川 井 町

- 4 縦 覧 場 所

中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10

横 浜 市 環 境 創 造 局 政 策 調 整 部 環 境 影 響 評 価 課

旭 区 鶴 ヶ 峰 一 丁 目 4 番 地 の 12

横 浜 市 旭 区 役 所 総 務 部 区 政 推 進 課

瀬 谷 区 二 ツ 橋 町 190 番 地

横 浜 市 瀬 谷 区 役 所 総 務 部 区 政 推 進 課

- 5 縦 覧 期 間

令 和 3 年 6 月 4 日 か ら 令 和 3 年 6 月 18 日 ま で

横浜市公告第 329 号

排水設備指定工事店の指定

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号）に規定する排水設備指定工事店として、次のとおり指定した。

令和3年6月4日

横浜市長 林 文 子

1 排水設備指定工事店

指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地
30587	株式会社センス	小 林 栄 一	泉区新橋町 739 番地
30588	日本技術工業株式会社	渡 邊 雄 二	旭区鶴ヶ峰本町二丁目 1 番 3 号
30589	株式会社太富設備	太 田 一 生	藤沢市柄沢 2 丁目 16 番 地の 23
30590	有限会社江原設備工業	江 原 努	金沢区富岡東六丁目 19 番 15 号
11707	有限会社インテグラル	小 澤 節 子	相模原市中央区相模原 5 丁目 11 番 6 号
30591	三好屋設備	三 橋 勝 一	南区六ツ川二丁目 116 番地の 5
30592	株式会社浜備建	小 川 悦 雄	港南区日野四丁目 64 番 13 号
11708	N S 技建株式会社	佐 脇 大 輔	藤沢市大鋸 1 丁目 17 番 1 号
30593	株式会社桐ヶ谷工業所	桐ヶ谷 修 幸	神奈川区東神奈川二丁 目 49 番地の 16
11709	株式会社日化住設	田 中 勇 治	相模原市緑区相原 1 丁 目 7 番 9 号
11710	リュウシン工業	長 屋 隆 寛	藤沢市藤沢 4 丁目 14 番 22 号
11711	サカタのタネグリーンサービス株式会社	岩 井 雅 彦	都筑区仲町台三丁目 5 番 7 号
30594	株式会社鈴尚	鈴 木 尚 政	中区本牧原 21 番 1 号
11712	石塚設備	石 塚 功	厚木市下荻野 1,296 番 地の 4
11713	株式会社エーダィ	永 野 大 輔	旭区小高町 122 番地の 1
30595	まるよし	五十嵐 隆 博	港北区小机町 274 番地
11714	株式会社グラウ	村 上 方 俊	保土ヶ谷区西谷二丁目

	ンドカヴァ		1 番 1 号
11715	株式会社 W A T E R W O R K S W A T	綿 貫 篤	川崎市多摩区菅城下31 番5号
30596	株式会社 J O W A 住 設	上 村 和 良	相模原市中央区上溝1, 353 番地 の 16

- 2 指 定 有 効 期 間
 令 和 3 年 6 月 1 日 か ら 令 和 7 年 10 月 31 日 ま で

横 浜 市 公 告 第 330 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 3 年 6 月 4 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 2 年 9 月 29 日 第 2020 開 1109 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 2 丁 目 4 番 1 号
株 式 会 社 オ ー プ ン ハ ウ ス ・ デ ィ ベ ロ ッ プ メ ン ト
代 表 取 締 役 福 岡 良 介
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
港 北 区 日 吉 六 丁 目 2,261 番 の 1 及 び 2,261 番 の 6 か ら 2,261 番
の 28 ま で

横 浜 市 公 告 第 331 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 3 年 6 月 4 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 2 年 12 月 17 日 第 2020 開 705 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
神 奈 川 区 片 倉 二 丁 目 67 番 5 号
株 式 会 社 太 田 不 動 産
代 表 取 締 役 太 田 哲 朗
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
保 土 ヶ 谷 区 新 井 町 181 番 の 1 、 181 番 の 10 の 一 部 、 181 番 の 11
か ら 181 番 の 19 ま で 、 181 番 の 21 及 び 181 番 の 22

横 浜 市 公 告 第 332 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
 都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
 の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
 令 和 3 年 6 月 4 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
 令 和 2 年 12 月 17 日 第 2020 開 1116 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
 西 区 高 島 一 丁 目 1 番 2 号
 三 井 不 動 産 レ ジ デ ン シ ャ ル 株 式 会 社
 執 行 役 員 横 浜 支 店 長 岡 本 達 哉
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
 港 北 区 日 吉 本 町 一 丁 目 1,691 番 の 2 、 1,691 番 の 7 及 び 1,691
 番 の 8

横 浜 市 公 告 第 333 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 3 年 6 月 4 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 3 年 1 月 29 日 第 2020 開 1715 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 西 東 京 市 芝 久 保 町 4 丁 目 26 番 3 号
株 式 会 社 東 栄 住 宅
代 表 取 締 役 佐 藤 千 尋
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
青 葉 区 あ か ね 台 一 丁 目 32 番 の 10 及 び 32 番 の 28 から 32 番 の 33 ま で

横 浜 市 公 告 第 334 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 3 年 6 月 4 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 3 年 2 月 1 日 第 2020 開 815 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
中 区 宮 川 町 1 丁 目 4 番 地
有 限 会 社 ス タ ー ト ル
代 表 取 締 役 桐 生 貴 久
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
旭 区 中 白 根 二 丁 目 1,229 番 の 2 、 1,229 番 の 5 の 各 一 部 、 1,229
9 番 の 6 か ら 1,229 番 の 13 ま で 、 1,229 番 の 14 の 一 部 、 1,229 番
の 15 及 び 1,229 番 の 16

横 浜 市 公 告 第 335 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 3 年 6 月 4 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 3 年 2 月 9 日 第 2020 開 1411 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 武 蔵 野 市 境 2 丁 目 2 番 2 号
株 式 会 社 飯 田 産 業
代 表 取 締 役 千 葉 雄 二 郎
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
瀬 谷 区 本 郷 三 丁 目 26 番 の 14 、 26 番 の 43 か ら 26 番 の 48 ま で 、 26 番
の 51 、 26 番 の 52 及 び 26 番 の 57 か ら 26 番 の 63 ま で

横 浜 市 公 告 第 336 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
 都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
 の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
 令 和 3 年 6 月 4 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
 令 和 3 年 2 月 19 日 第 2020 開 1314 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
 東 京 都 西 東 京 市 芝 久 保 町 4 丁 目 26 番 3 号
 株 式 会 社 東 栄 住 宅
 代 表 取 締 役 佐 藤 千 尋
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
 戸 塚 区 小 雀 町 2,213 番 の 9

横 浜 市 公 告 第 337 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ く 指 定 道 路 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 6 月 4 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 廃止する道路の指定番号
第 6 ・ 2 ・ 6 号
- 2 廃止年月日
令 和 3 年 5 月 19 日
- 3 廃止する道路の幅員
4.50 m
- 4 廃止する道路の延長
35.00 m
- 5 廃止の場所
神 奈 川 区 羽 沢 南 二 丁 目 343 番 の 177 の 一 部 、 343 番 の 178 及 び
343 番 の 179

横 浜 市 公 告 第 338 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ く 指 定 道 路 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 6 月 4 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号

第 41 ・ 96 号

2 廃 止 年 月 日

令 和 3 年 5 月 14 日

3 廃 止 す る 道 路 の 幅 員

4.50 m

4 廃 止 す る 道 路 の 延 長

99.00 m

5 廃 止 の 場 所

保 土 ヶ 谷 区 桜 ヶ 丘 一 丁 目 11 番 の 21 地 先 か ら 11 番 の 32 地 先 ま で 及
び 11 番 の 36 地 先 か ら 11 番 の 101 地 先 ま で

横 浜 市 公 告 第 339 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 6 月 4 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号
第 5 ・ 2 ・ 10 号
- 2 廃 止 年 月 日
令 和 3 年 5 月 19 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
40.00 m
- 5 廃 止 の 場 所
神 奈 川 区 羽 沢 南 二 丁 目 343 番 の 177 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 340 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 6 月 4 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号
第 40 ・ 19 号
- 2 廃 止 年 月 日
令 和 3 年 5 月 19 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
4.80 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
25.00 m
- 5 廃 止 の 場 所
南 区 六 ツ 川 二 丁 目 148 番 の 33 地 先 か ら 156 番 の 3 地 先 ま で

横 浜 市 公 告 第 341 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 6 月 4 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号
第 31 ・ 7 ・ 3 号
- 2 廃 止 年 月 日
令 和 3 年 5 月 24 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
9.07 m
- 5 廃 止 の 場 所
保 土 ヶ 谷 区 新 井 町 181 番 の 10 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 342 号

土 地 区 画 整 理 組 合 の 定 款 及 び 事 業 計 画 変 更 の 認 可

土 地 区 画 整 理 法 （ 昭 和 29 年 法 律 第 119 号 ） 第 39 条 第 1 項 の 規 定 に
基 づ き 、 土 地 区 画 整 理 組 合 の 定 款 及 び 事 業 計 画 の 変 更 を 次 の と お り
認 可 し た 。

令 和 3 年 6 月 4 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 組 合 の 名 称
東 高 島 駅 北 地 区 土 地 区 画 整 理 組 合
- 2 事 業 施 行 期 間
平 成 30 年 6 月 15 日 か ら 令 和 6 年 3 月 31 日 ま で
- 3 施 行 地 区
神 奈 川 区 神 奈 川 一 丁 目 、 神 奈 川 二 丁 目 、 千 若 町 及 び 星 野 町 の 各
一 部 区
- 4 事 務 所 の 所 在 地
中 区 山 下 町 1 番 地
- 5 設 立 認 可 年 月 日
平 成 30 年 6 月 15 日
- 6 変 更 認 可 年 月 日
令 和 3 年 6 月 4 日

横 浜 市 公 告 第 343 号

東高島駅北地区土地区画整理組合の事業計画変更の認可
に係る関係図書の縦覧

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第4項の規定に基づき、東高島駅北地区土地区画整理組合の事業計画について変更認可の公告をしたので、同条第2項において準用する同法第21条第6項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年6月4日

横 浜 市 長 林 文 子

1 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市都市整備局都心再生部横浜駅・みなとみらい推進課

2 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。）

区 告 示

南区告示第1号（令和3年5月21日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、六ツ川上第三自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年5月21日

横浜市南区長 松 山 弘 子

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	君 田 永 申 南区六ツ川三丁目23 番地の21	手代木 雅 之 南区六ツ川三丁目11 9番地の46

緑区告示第1号（令和3年5月24日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、長津田東向地自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年5月24日

横浜市緑区長 岡田 展 生

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	鈴木 勝 緑区長津田町 2,288 番地	新藤 洋輔 緑区長津田町 2,234 番地の8

鶴見区告示第4号（令和3年5月25日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、仲通三丁目自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年5月25日

横浜市鶴見区長 森 健 二

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	知 念 國 男 鶴見区仲通3丁目79 番地の2	渡 邊 和 敏 鶴見区仲通3丁目75 番地の8

鶴見区告示第5号（令和3年5月25日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、平安町々会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年5月25日

横 浜 市 鶴 見 区 長 森 健 二

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	河 西 英 彦 鶴見区平安町2丁目 2番地の5	神 保 修 治 鶴見区平安町2丁目 13番地の1

鶴見区告示第6号（令和3年5月25日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、市場大和町自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年5月25日

横浜市鶴見区長 森 健 二

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	五井野 昌 嗣 鶴見区市場大和町2 番27号	松 島 元 和 鶴見区市場大和町2 番14号

南区告示第2号（令和3年5月25日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、椎の木自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年5月25日

横浜市南区長 松山弘子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	小林 彰 南区中里四丁目16番 17号	塩原 信行 南区中里四丁目32番 22号

南区告示第3号（令和3年5月25日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、六ツ川三金第二自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年5月25日

横浜市南区長 松山弘子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	野村栄藏 南区六ツ川二丁目70 番地の32	井上康 南区六ツ川二丁目70 番地の31

南区告示第4号（令和3年5月25日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、六ツ川三金自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年5月25日

横浜市南区長 松 山 弘 子

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	大 友 巖 南区六ツ川二丁目7 番地の32	多 賀 道 彰 南区六ツ川二丁目7 番地の10

南区告示第5号（令和3年5月25日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、永田台南自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年5月25日

横浜市南区長 松山弘子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	大野善弘 南区永田台47番12号	加藤知佳子 南区永田台39番5号

港南区告示第2号（令和3年5月25日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、南台町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年5月25日

横浜市港南区長 栗原敏也

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	原 田 紘 司 港南区港南六丁目26 番18号	磯 貝 比左夫 港南区港南六丁目24 番13号

保土ヶ谷区告示第3号（令和3年5月25日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、千歳自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年5月25日

横浜市保土ヶ谷区長 出口 洋 一

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	水野谷 浩 之 保土ヶ谷区新井町22 0番地の24	山 越 浩 哉 保土ヶ谷区新井町22 0番地の15

保土ヶ谷区告示第4号（令和3年5月25日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、浄西自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年5月25日

横浜市保土ヶ谷区長 出口 洋 一

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	鈴木茂治 保土ヶ谷区川島町1, 535番地の5	森本 勉 保土ヶ谷区川島町1, 526番地の3

旭区告示第11号（令和3年5月26日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、南希望が丘三一会自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年5月26日

横浜市旭区長 権藤 由紀子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	大久保 史子 旭区南希望が丘 101 番地の10	桑田 剛 旭区南希望が丘 102 番地の7

金 沢 区 告 示 第 8 号 (令 和 3 年 5 月 28 日 掲 示 済)

認 可 地 縁 団 体 の 告 示 事 項 の 変 更

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 260 条 の 2 第 11 項 の 規 定 に
基 づ き 、 平 潟 町 内 会 か ら 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 3 年 5 月 28 日

横 浜 市 金 沢 区 長 永 井 京 子

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	高 橋 和 則 金 沢 区 平 潟 町 1 番 10 号	倉 田 和 子 金 沢 区 平 潟 町 13 番 29 号

金 沢 区 告 示 第 9 号 (令 和 3 年 5 月 28 日 掲 示 済)

認 可 地 縁 団 体 の 告 示 事 項 の 変 更

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 260 条 の 2 第 11 項 の 規 定 に
基 づ き 、 宮 ヶ 谷 町 内 会 か ら 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 3 年 5 月 28 日

横 浜 市 金 沢 区 長 永 井 京 子

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	布 川 信 之 金 沢 区 釜 利 谷 東 四 丁 目 2 番 30 号	橋 武 雄 金 沢 区 釜 利 谷 東 四 丁 目 1 番 30 号

金沢区告示第10号（令和3年5月28日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、高舟台自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年5月28日

横浜市金沢区長 永井京子

変更した事項	変更前	変更後
区域	会の区域は、横浜市金沢区高舟台一丁目（高舟台一丁目1番8号、9号、一丁目16番31号から33号は除く）、二丁目、大道一丁目81番13号から33号、釜利谷南二丁目32番1号、釜利谷南二丁目50番18号から22号及び釜利谷南二丁目57番1号から11号とする。	会の区域は、横浜市金沢区高舟台一丁目（高舟台一丁目1番8号、9号、一丁目16番31号から33号は除く）、二丁目、大道一丁目81番13号から33号、釜利谷南二丁目32番1号、釜利谷南二丁目50番18号から22号及び釜利谷南二丁目57番1号から11号とする。

市選挙管理委員会

横浜市選挙管理委員会告示第4号

選挙人名簿の登録についての被登録資格の決定の基準となる日等

任期満了に伴う横浜市長選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定による選挙人名簿への登録の被登録資格の決定の基準となる日は、次のとおりとする。

令和3年6月4日

横浜市選挙管理委員会

委員長 川口正壽

1 被登録資格の決定の基準となる日

令和3年8月7日

ただし、年齢については選挙の期日とする。

2 登録を行う日

令和3年8月7日

横 浜 市 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 6 号

横 浜 市 長 選 挙 の ポ ス タ ー 掲 示 場 に 選 挙 運 動 用 ポ ス タ ー を
掲 示 す る こ と が で き る 日

令 和 3 年 8 月 22 日 執 行 の 横 浜 市 長 選 挙 に お け る ポ ス タ ー 掲 示 場 に
選 挙 運 動 用 ポ ス タ ー を 掲 示 す る こ と が で き る 日 を 、 令 和 3 年 8 月 8
日 と 定 め る 。

た だ し 、 公 職 選 挙 法 (昭 和 25 年 法 律 第 100 号) 第 86 条 の 4 に よ る
候 補 者 届 の 受 理 後 と す る 。

令 和 3 年 6 月 4 日

横 浜 市 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 川 口 正 壽

横 浜 市 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 7 号

横 浜 市 長 選 挙 に お け る 選 挙 公 報 掲 載 申 請 期 限

令 和 3 年 8 月 22 日 執 行 の 横 浜 市 長 選 挙 に お け る 候 補 者 の 選 挙 公 報
掲 載 申 請 期 限 は 、 令 和 3 年 8 月 8 日 と す る 。

令 和 3 年 6 月 4 日

横 浜 市 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 川 口 正 壽

横 浜 市 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 8 号

横 浜 市 長 選 挙 に お け る 選 挙 公 報 掲 載 順 序 を 定 め る く じ を
行 う 場 所 及 び 日 時

令 和 3 年 8 月 22 日 執 行 の 横 浜 市 長 選 挙 に お け る 選 挙 公 報 の 掲 載 順
序 を 定 め る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時 は 、 次 の と お り と す る 。

令 和 3 年 6 月 4 日

横 浜 市 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 川 口 正 壽

1 場 所

横 浜 市 選 挙 管 理 委 員 会 室

2 日 時

令 和 3 年 8 月 8 日 午 後 5 時 10 分

その他

電子署名に用いる証明書

横浜市医療局病院経営本部行政文書取扱規程（平成17年8月病院経営局達第23号）第24条第1項により電子署名を行うため、次の証明書を使用する。

令和3年6月4日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 平原史樹

横浜市病院事業管理者（消費税事務専用）

署名者の電子媒体上での表示	C=JP, O=Local Governments, L=Kanagawa, OU=Yokohama City, OU=Iryoukyokubyouinkeieihombu, OU=Byouinkeieibu, OU=Byouinkeieika, CN=Yokohamashibyoinjigyokanrisha Shohizeijimusenyō
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和3年6月4日
有効期限	令和8年5月20日
シリアル番号	5b 87 19 66
フィンガープリント	21 a9 77 1d d4 ec a6 b7 62 0d c0 36 c9 7a c3 11 f7 f1 e2 2c

※ フィンガープリントを生成するハッシュ関数は、いずれも sha1 を用いる。表示するブラウザの種類又はバージョンにより、大文字又は小文字の相違、「:」又はスペースの付加等表示方法が異なることがある。